

### 福井の原発を考える③

原発問題住民運動福井県連絡会

事務局長 林 広員

#### 電源三法交付金

関西電力美浜発電所3号機の二次系配管破損死傷事故の衝撃で「原発」について考えてみるようになったのですが、地元の人あまり気にしていないように感じる。しかし日常生活の中で「何故だろう？」と思う場面が出てきた。敦賀で勤務していた時、雇用促進住宅に住んでいて、電気代が引き落とされるようになって1年後、突然わたしの通帳にお金が振り込まれてきた。これは原発立地地域にすむ住民が使った電力消費量に合わせて戻ってくる還元金だった。ほとんど寝に帰っているだけで電気を使っていない最低額のわたしでも1万円を超えていた。還元金は個人だけでなく会社にも適用されている。会社での電気の使用は大量なので戻される金額もばかにならない額になる。また新たに施設を建設するときに申請して審査にパスすれば、立地地域の産業振興の名目で補助金がもらえる。このように原発立地地域にいただけで好待遇なのは、おかしくないか？と率直に思う。これが市町のレベルになると、補助金のスケールも巨大になっていくのだ。

「敦賀の場合、敦賀2号機のカネが7年間で42億入ってくる。三法(電源三法交付金)のカネが7年間でそれだけ入ってくる。それに『もんじゅ』がございまして、出力は低いですが、その危険性……、うん、いやまあ、建設費はかかりますので、建設費と比較検討しますと入ってくるカネが60数億円になろうかと思っておるわけでございまして」「まあそんな訳で短大(敦賀女子短大・2013年3月末閉学)は建つわ、高校(敦賀気比高校)はできるわ、50億円で運動公園はできるわね」「そりゃあもうまったくタナボタ式の街づくりができるんじゃないかならうか、と、そういうことで私は皆さんに(原発を)お薦めしたい」「その代わりに100年経って片輪が生まれてくるやら、50年後に生まれた子どもが全部片輪になるやら、それはわかりませんよ。わかりませんが、今の段階では(原発を)おやりになった方がよいのではなからうか。こういうふうに思っております」これは、全国原子力発電所所在市町村協議会長を務めていた高木孝一敦賀市長(当時)が、北陸電力の原発建設候補地になっていた石川県羽咋郡志賀町で開催された商工会主催の原発講演会での発言だ。この差別的な発言は物議をかもしたが講演から5年後1988年8月、会場となった志賀に北電による原子炉設置が許可され、1993年7月志賀原発1号機が営業運転を開始した。

電気代に税金を上乗せし、国から全国の原発立地自治体へ「電源3法交付金制度」として支払われた総額は1974～2013年度で総額約3兆円に上ると言われている。電源3法交付金制度は、電源開発促進税法、特別会計法、発電用施設周辺地域整備法の三法に基づき、国が立地自治体へ支給する交付金や補助金のことで、1974年田中角栄内閣の時に創設された。原発以外に、火力や水力発電所の分も含むが、大部分は原発分だ。経産省は同交付金を立地自治体の納得を得るために活用してきた。多くの立地自治体は同交付金をはじめ原発関連収入に財政を依存している。たとえば美浜町は、2014年度の原発関連収入は、同交付金の14億9000万円などを入れて歳入総額の4割強に達しており、これが関電美浜原発1、2号機廃炉の影響で交付金が減

らされると、財政難から原発の再稼働へ働きかけが強まる、とみられる。

これは、危険な原発への「ご迷惑料」というべきものだ。はじめはありがたがっていたが、だんだんと感覚がにぶくなり、当然のものとして受け取っていく。それが少なくなると困り、また原発の稼働や建設を考えたり容認するようになっていく。原発推進に駆り立てる麻薬のようなものではないか。世の中お金が全てなのか？トホホな気持ちを 180 度転換させる裁判の判決が出たのが 2014 年 5 月 21 日、福井地裁だった。判決の中で「お金より命」が大事と謳われていた……。